

伊丹市告示第53号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20の指定特定相談支援事業者として、次のとおり指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号の規定に基づき告示する。

令和8年4月1日

伊丹市長 中 田 慎 也

- 1 事業者の名称
株式会社大和
- 2 事業所の名称及び所在地
こころ
兵庫県伊丹市千僧2丁目167番地 吉井ビル304号
- 3 指定年月日
令和8年4月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
- 5 主たる対象者
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者